

## 相続に関する相談事例

## ～相続時精算課税贈与の対象者～

## その2

シリーズで、相続に関する相談事例について解説しています。第2回目は、相続時精算課税贈与の対象者について解説します。

相続時精算課税の制度とは、原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。この制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間に一定の書類を添付した「相続時精算課税贈与選択届出書」を提出する必要があります。

なお、この制度は贈与者（父母または祖父母など）ごとに選択できますが、一度選択すると、その選択に係る贈与者（「特定贈与者」といいます。）から贈与を受ける財産（「相続時精算課税適用財産」といいます。）については、その選択をした年以降すべてこの制度が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

また、特定贈与者である父母または祖父母などが亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税適用財産の贈与時の価額（令和6年1月1日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産については、贈与を受けた年分ごとに、その相続時精算課税適用財産の贈与時の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額）を加算して相続税額を計算します。

贈与対象者は、①贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母または祖父母など、②受贈者は贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の者のうち、贈与者の直系卑属である推定相続人または孫とされています。

相続時精算課税贈与の対象者については、「贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の推定相続人（贈与をした者の直系卑属である者のうちその年1月1日において18歳以上であるものに限る。（相法21の9））又は孫（その年1月1日において18歳以上であるものに限る。）」とされています。

贈与した者の推定相続人は、贈与の日現在において贈与者の最先順位の相続権（代襲相続権を含む）を有する者をいうこととされています（相法21の9①、相基通21の9-1）。そのため、贈与者の直系卑属であっても孫は、代襲相続人に該当しないかぎり相続時精算課税贈与の対象者とはなりません。反面、子とその代襲相続人である孫が亡くなっている場合には、ひ孫が代襲相続人となることから、ひ孫が18歳以上であれば相続時精算課税贈与の対象者になります。

そのことから、孫が相続時精算課税贈与の対象者とされる法定根拠は、措置法70の2の6①によることになります。

## 相続税法21の9（相続時精算課税の選択）

贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の推定相続人（その贈与をした者の直系卑属である者のうちその年一月一日において十八歳以上であるものに限る。）であり、かつ、その贈与をした者が同日において六十歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者は、その贈与に係る財産について、この節の規定の適用を受けることができる。

## 租税特別措置法70の2の6（相続時精算課税適用者の特例）

平成27年1月1日以後に贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の孫（その年1月1日において18歳以上である者に限る。）であり、かつ、その贈与をした者がその年1月1日において60歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者については、相続税法第21条の9の規定を準用する。